

### 第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】



#### 1 基本的考え方

本章は、改正温対法第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」第7条に基づく「再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本的な計画」として位置付けます。

地球温暖化の問題は社会経済活動や国民生活全般に深く関わっているため、地域におけるすべての主体が参加・連携して取り組むことが必要となります。

国の「第5次環境基本計画」で示された「地域循環共生圏の構築」は、地域における環境・経済・社会に関する様々な課題の統合的な解決を目指すもので、気候変動対策においてもこの考え方を踏まえ、複数の課題の同時解決を図る統合的アプローチとして取り組み、コベネフィット<sup>17</sup>の追求をしていくことが重要です。コベネフィットの追求には地域内外の様々な分野のステークホルダー<sup>18</sup>が連携していく必要があります。例えば、再エネの導入といった地域の脱炭素化に資する事業の開発から運用のそれぞれのフェーズにおいて、資金及び事業面での地域内外のステークホルダーによる参画が必要であり、その中で地域への経済的・社会的便益を生むためには、外部からの資金や技術を巻き込みつつも、地域主体で開発・運営を行うことが重要です。その際、直接効果・間接効果が地域に還元されることにより、地域の社会課題との同時解決につながります。

また、改正温対法第21条第3項第5号において、施策の実施に関する目標を新たに定めるものとされました。これは、市域において緩和策を計画的に促進するため、義務的記載事項として追加されたものです。この趣旨に基づき、施策ごとに目標を設定しました。

なお、本章における対策の対象は次のとおりです。

#### 【対象とする範囲】

本市の地理的な境界内における人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することによる排出行動を対象とします。

また、区域外への貢献という観点から、地理的な行政区域外の温室効果ガス排出量についても考慮し、製品・サービスのライフサイクル全体の二酸化炭素削減や、区域

<sup>17</sup> コベネフィット：1つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の利益のこと。

<sup>18</sup> ステークホルダー：行政・企業・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指す。

内外に対して有効であると考えられる気候変動対策への連携、脱炭素化に寄与する様々な制度等の普及啓発等を実施することも重要であるとします。

#### 【対策及び算定の対象とする温室効果ガス】

原則としてエネルギー起源の二酸化炭素及び廃棄物起源の二酸化炭素とします。

二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、対策の対象から除外するものではないものの、排出の要因となる活動が限定的であること、公的な統計等が整備されておらず独自の推計手法も確立されていないこと、その影響の程度等から、活動の状況や統計等の基礎資料の整備や、気候変動対策の推進と併せて推計の必要性を検討していきます。

## 2 市域の脱炭素化目標

### 2030 年度に、二酸化炭素排出量を 2013 年度比 50%削減

基準： 2013 年度 1,986 千 t-CO<sub>2</sub>

目標： 2030 年度 993 千 t-CO<sub>2</sub>

市域における脱炭素化の目標は、二酸化炭素排出量の削減率の達成を位置付けます。

最新の二酸化炭素排出量の実績値は平成 30（2018）年度において 1,638t-CO<sub>2</sub> で、基準年である平成 25（2013）年の 1,986 t-CO<sub>2</sub> と比べて既に約 17.5%の削減を達成しており、削減率の維持に努めることで目標の達成を見込みます。

更に、本市の産業構造は、二酸化炭素排出量の削減が難しいとされている産業部門に類する事業者が少なく、本市の特性を見ても他の地域と比較して特別な対策を講じなければならぬということはないという自然的・社会的条件を踏まえ、国や神奈川県における令和 12（2030）年度の目標やそれを目指す施策の実施と、本市独自に上乗せして実施する施策の実施等を見込み、令和 12（2030）年度の目標を「二酸化炭素排出量を平成 25（2013）年度比 50%削減」とします。

なお、二酸化炭素排出量は、環境省が毎年度公表する「自治体排出量カルテ」（「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」における標準的手法（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法））により把握し、削減率等を算出します。

### 3 具体的な施策

本市の特性や地域の自然的社会的条件を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減が特に期待される施策を実施します。

施策については、改正温対法における温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項に沿うものとし、5つの分野ごとに実施します。加えて、各分野の施策を進めるに当たって、基盤となる情報提供や意識啓発等を施策6 情報提供や意識啓発の実施（全施策共通）と位置づけます。

#### 施策1 再生可能エネルギーの導入促進

##### 【目標】

**2030年度に、市内の再生可能エネルギー導入量を2019年度の約5倍**

基準：2019年度 34千kW

目標：2030年度 150千kW（約5倍）

※資源エネルギー庁による「再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報」及び公共施設自家消費分

##### 【取組方針】

「第6次小田原市総合計画」に掲げる環境・エネルギー分野の目標を達成するため、市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ3分の1程度に太陽光発電設備の導入を目指します。

また、改正温対法により新たに位置づけられた地域脱炭素化促進事業を活用するなどし、目標に向けて加速度的に太陽光発電設備の導入を促します。

再エネの導入促進に当たっては、3つの視点をもって公民連携によるエネルギーマネジメントに取り組みます。

##### ①公民連携による脱炭素型ビジネスの創出・促進

再エネの加速度的な拡大には、地域内外の様々な主体による自立的な取組を地域に実装していくことが不可欠であるため、公民連携を強化し、脱炭素社会に適合した、脱炭素型のビジネス創出と促進を図ります。

##### ②地域資源の最大活用と全体最適エネルギーマネジメントによる好循環創出

再エネや蓄電池等の量的拡大による個別拠点での脱炭素化に加え、地域に点在する再エネ等を束ね、先進的なデジタル技術の活用を組み合わせることで、地域全体で効果的に地域資源を最大限活用する全体最適のエネルギーマネジメントの仕組みを構築し、「ヒト・モノ・カネ・情報」の好循環創出を図ります。

### ③エネルギーの地産地消と平時・非常時のレジリエンス強化

エネルギーの地産地消の促進は、持続可能なまちづくりに向けた手段のひとつであるため、再エネの導入拡大とともに効率的な地産地消を進めるために不可欠な蓄電池、電気自動車等が非常時のレジリエンス<sup>19</sup>強化にも貢献するよう、有効活用を図ります。

#### 【取組】

##### 〔地域共生型再エネの促進〕

###### ■地域脱炭素化促進事業の促進

改正温対法により新たに位置付けられた地域脱炭素化促進事業を促進します。再エネを最大限導入していくため、特に積極的に導入する区域として地域脱炭素化促進区域を定め、合意形成を図りながら地域へ貢献する再エネ導入事業を促進します。取組の詳細については<地域脱炭素化促進事業の促進>に示します。

##### 〔住宅に対する取組〕

###### ■新築住宅等への再エネ導入

新築の機会を捉えた再エネ普及啓発、導入促進のため、住宅の新築時における屋根置き型の太陽光発電設備等の再エネによる導入検討の機会を捉え、関係部署と連携・協力して窓口での資料提供や情報発信などを行います。

また、建築分野の関連部局や事業者と連携し、建築士や施工会社等への普及啓発により屋根置き型の太陽光発電設備等の設置技術や知識の習得を促すことで、住宅や建物の供給側からの再エネ導入を促します。

###### ■既築住宅等への再エネ導入

既存住宅等への屋根置き型の太陽光発電設備等の設置を促進するため、国や神奈川県と連携して相談窓口や補助制度を設けます。

また、リフォーム助成制度や災害時のレジリエンス向上などの取組と連携した周知を実施します。

##### 〔建築物に対する取組〕

###### ■新築建築物等への再エネ導入

建築物等を建設する際に再エネや省エネの取組の検討を促すため、開発許可申請の機会を捉え、関係部署と連携・協力して窓口での資料提供や情報発信などを行います。

---

<sup>19</sup> レジリエンス：強靭さや回復力を意味し、災害などの困難な状況から立ち上がる力のこと。

## ■既築建築物等への再エネ導入

「大規模小売店舗立地法（平成 10（1998）年法律第 91 号）」に該当する市内の大型店に対し、再エネや省エネの取組を周知します。

また、地域の工場等に導入される産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業に取り組みます。

〔住宅・建築物以外の場所〕

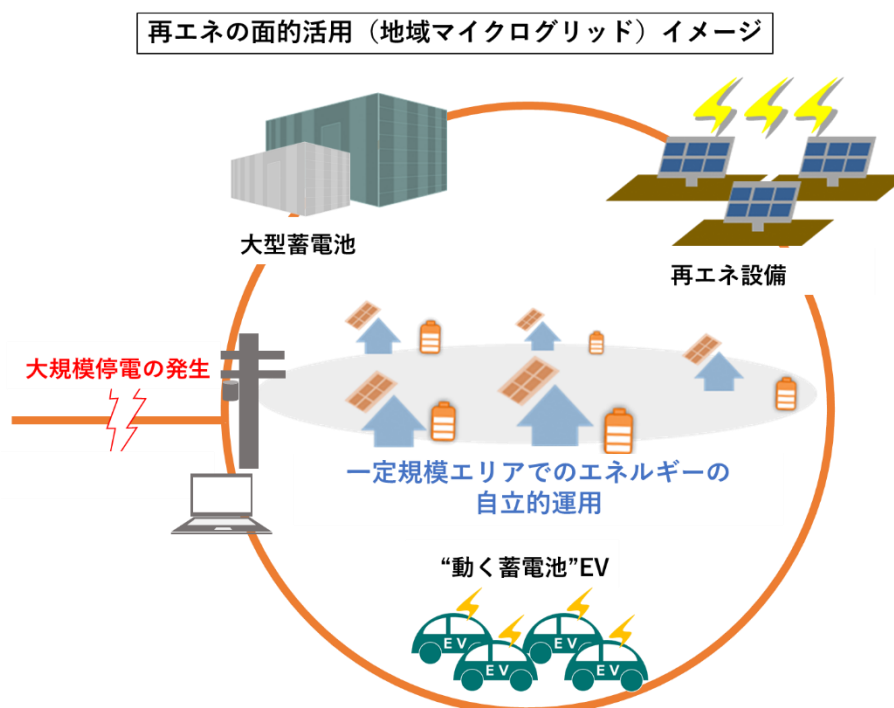
## ■利用可能な土地等への再エネ導入

住宅や建築物に限らず、空き地、農地、駐車場その他の利用可能な土地や空間についても地域への適切な配慮がなされながら再エネが導入されるよう促します。

〔公民連携〕

## ■再エネの面的活用・導入拡大

一定規模のエリアで面的にエネルギーを活用することを前提とした再エネ設備や蓄電池、電気自動車等の導入により、災害等において当該エリアでの自立的運用を行うエネルギーシステムである地域マイクログリッドの構築に向けて取組を行います。



## ■環境価値の創出に関する取組

住宅等で発電された太陽光発電由来の電気が使われた際の環境価値を有効活用するため、店舗等と連携して、価値の創出と循環の仕組みを構築し、商品やサービスの提供に伴う二酸化炭素排出量の見える化と同時に地産の環境価値で脱炭素化を図ります。

### 〔市民向けの取組〕

#### ■ライフスタイルの転換を促すための普及啓発

地球温暖化防止の意識を行動に転換するための情報提供として、市公式サイトや広報ツールを活用し、各ライフステージに訴求する普及啓発を実施します。

家庭における温室効果ガスの削減に資する対策について、周知・促進し、「ゼロカーボンアクション 30」や「COOL CHOICE」などの実践につなげるための普及啓発を実施します。

### 〔事業者向けの取組〕

#### ■再エネ設備の導入に対する支援

市内の事業者が環境に配慮した取組の一環として実施する、再エネ設備の導入等を支援するため、補助制度を設けます。

#### ■再エネ事業に対する支援

「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」の趣旨に基づき、市内で実施される再エネ導入事業や市民参加型再エネ導入事業を推進します。

#### ■地域における温室効果ガス削減対策との協調

市や市民団体等が実施している温室効果ガス削減対策に資する活動と協調し、商品やサービスの提供方法の見直しや地球温暖化防止に配慮した事業活動が経済的・社会的なインセンティブ<sup>20</sup>となるよう、仕組みづくりを進めます。

---

<sup>20</sup> インセンティブ：動機付けや報酬を意味し、意欲を引き出す刺激のこと。

## <地域脱炭素化促進事業の促進>

### ① 地域脱炭素化促進事業とは

改正温対法では、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが盛り込まれました。

地域脱炭素化促進事業は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。

地域脱炭素促進事業の促進に当たっては、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定します。その際、市町村が定める基準に適合する事業を認定することで利用可能となる特例も設けられています。

### ② 基本方針

本市では、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づき、市内で実施される再エネ導入事業であって、

- ・ 広く市民が参加して実施される
- ・ 地域の防災対策の推進に資する
- ・ 地域の経済の活性化に資する
- ・ 継続することができる見込みがある

といった要件を満たす事業を「市民参加型再生可能エネルギー事業」として認定・奨励してきたことを引き継ぎ、本制度においても当該条例の趣旨に則った事業を促進します。

促進に当たっては、本計画における再エネ導入の目標である「2030 年度に約 5 倍」や「市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ 3 分の 1 程度に太陽光発電設備を導入」などを踏まえ、対象となる区域を原則として市街化区域とし、導入を促進する再エネの種類及び規模を「太陽光発電」であって、個別の事業ごとに「神奈川県環境影響評価条例」の対象要件を下回る 8,000kW 未満とします。

これらの本市にとって望ましい再エネ導入の在り方を提示し積極的に周知することで、認定を前提とした地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。

また、神奈川県の基準等が策定された場合には、基準等に即して見直しを行うこととします。



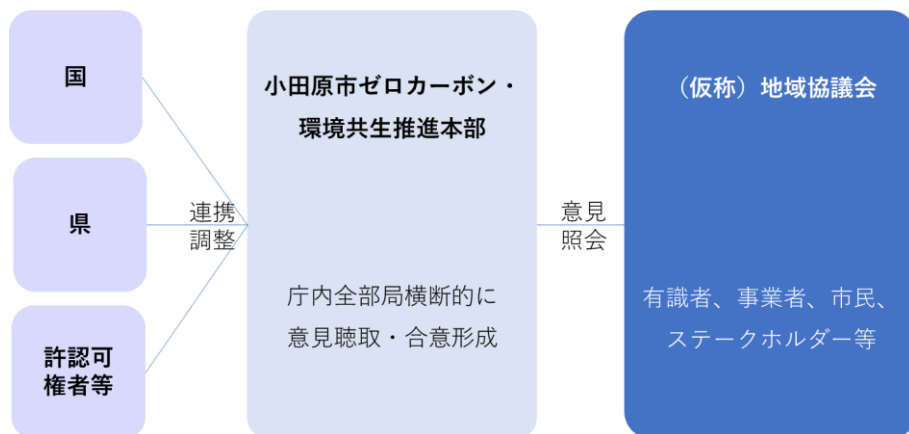


<p><b>【地上設置の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○騒音への措置</li> <li>○土地の安定性への影響に対する措置 土砂災害警戒区域、自然斜面に設置する場合の適切な対処 宅地造成工事規制区域において、切土・盛土を行う場合の適切な対処</li> <li>○反射光対策</li> <li>○生態系への影響に対する措置 植生自然度の高い地区、特定植物群落、巨樹・巨木林、「小田原市緑を豊かにする条例」に基づく保存樹及び保存樹林、保安林、鳥獣保護区、里地里山保全等地域、市が行う自然環境調査等の結果に基づく重要な地点</li> <li>○埋蔵文化財等への配慮</li> </ul>
<p><b>6 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</b></p> <p>「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を踏まえ、以下のいずれかの取組を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広く市民が参加して実施されること</li> <li>○地域の防災対策の推進に資すること</li> <li>○地域の経済の活性化に資すること</li> </ul>

#### ④ 推進体制

地域脱炭素化促進事業の促進にあたっては、新たに令和4（2022）年度に設置した庁内全部局長がメンバーとなる「小田原市ゼロカーボン・環境共生推進本部」において部局横断的に地域脱炭素化促進事業に関する意見聴取や合意形成等を図るとともに、国や神奈川県、必要な許認可権者等との連携・調整を行います。

地域脱炭素化促進事業の促進に係る推進体制のイメージ



## ⑤ 「(仮称) 小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」の作成

基本方針及び推進体制に基づく地域脱炭素化促進事業の申請・認定に係る詳細な手続きについては、今後定める「(仮称) 小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン」に則って行うものとします。

本ガイドラインの作成にあたっては、国が定める遵守すべき基準、神奈川県が定める環境に配慮すべき基準、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等に即すものとし、(仮称) 地域協議会における議論を踏まえて作成します。

## 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進

### 【目標】

**2030年度に、乗用自動車の10%を電気自動車に代替**

基準：2020年度 291台

目標：2030年度 約9,000台

### 【取組方針】

事業活動や日常生活のあらゆる機会において環境に配慮した行動の選択を促します。

住宅や建築物についてはZEH・ZEB<sup>21</sup>化を促進し、新築時や改修時といった適切な機会を捉えた意識啓発等のため、関係部署との連携を強化するとともに、需要と供給の両面からアプローチを図ります。

また、家庭における脱炭素化に向けては、省エネ対策に取り組み、使用する電力は再エネ由来の電力とすることを原則として、その実践を促進します。

### 【取組】

#### 〔自動車〕

##### ■電気自動車の普及

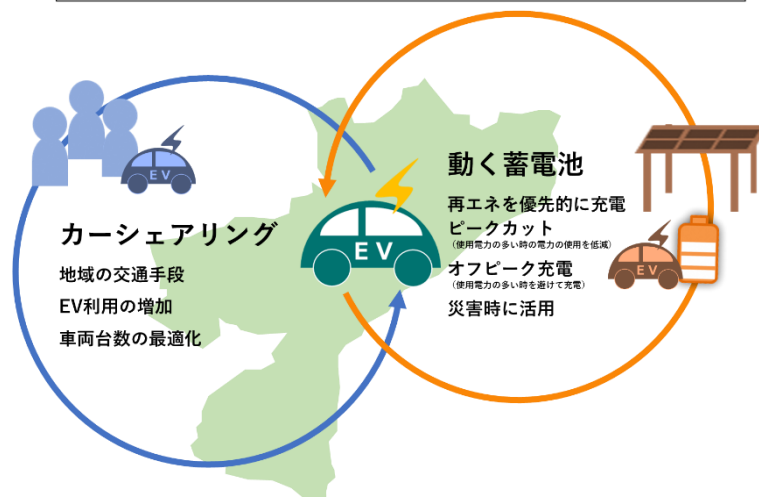
電気自動車の導入に対する補助制度の設置や、電気自動車を動く蓄電池と見立

---

<sup>21</sup> ZEH・ZEB：ZEHはNet Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。ZEBはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅や建築物のこと。

てたエネルギーマネジメント事業によるカーシェアリング<sup>22</sup>を推進します。

地域エネルギーマネジメントモデル事業によるカーシェアリングのイメージ



〔市民向けの取組〕

■省エネ性能に優れた住宅や家電の導入促進

住宅は長期間にわたって固定化するため、新築時や改修時といった適切な機会を捉え、省エネ化を支援します。

また、日常生活におけるエネルギー削減のため、省エネ性能の高い家電等への買い替えなどを促進します。

■おだわらゼロカーボン推進会議の取組

「ゼロカーボンアクション 30」の推進や子どもや若者を対象とした普及啓発など、脱炭素化に資する行動を促す取組について公民連携団体の強みを生かして取り組みます。

□ライフスタイルの転換を促すための普及啓発《再掲》

〔事業者向けの取組〕

■省エネ設備の導入に対する支援

市内の事業者が環境に配慮した取組の一環として実施する、省エネ設備の導入等を支援するため、補助制度を設けます。

■省エネ診断の受診の促進

専門家がコスト削減や設備機器の更新、活用可能な補助金などについて提案する省エネ診断の受診を促進し、各事業者に合った最適な省エネ化の取組を促します。

<sup>22</sup> カーシェアリング：複数の会員が共同で自動車を利用する自動車の利用形態のこと。

■より環境負荷の低い熱の使用の促進

事業活動において使用する熱をより二酸化炭素排出係数が低い熱源に転換等することで、環境負荷の低減に資するよう促します。

■「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー使用量の削減対策の促進

大規模事業者については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54（1979）年法律第49号）」に基づく削減対策を通じて、事業者の特性・状況に応じた自主的かつ計画的な取組を促進します。

中小規模事業者については、省エネ対策の事例や国・神奈川県等の助成制度の紹介等を通じて、対策の実施を促します。

■「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく取組の促進

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27（2015）年法律第53号）」に基づき、新築等において、エネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務が課されたことを通じて省エネへの措置について取組が進められることから、こうした取組の周知などにより社会的なインセンティブとなるように努めます。

■「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく計画書制度の実施（任意含む。）

本制度と協調して、地域における温室効果ガスの削減等への貢献を促します。

□新築建築物等への再エネ導入《再掲》

□既築建築物等への再エネ導入《再掲》

□地域における温室効果ガス削減対策との協調《再掲》

### 施策3 脱炭素型のまちづくり

#### 【目標】

**2040年度までに、公共交通等（鉄道、バス、自転車、歩行者）の交通分担率を56%に向上**

基準：2008年度 52%

目標：2040年度 56%

※「小田原市立地適正化計画」（平成31（2019）年3月策定）から引用

#### 【取組方針】

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長

期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けます。

今後の人口減少・少子高齢化に対応する「コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>23</sup>」の考えを基本としたまちづくりとともに、デジタル技術の活用、公共交通機関の利用促進、緑化の促進等といった温室効果ガスの削減に関する他分野の施策とも調和を図りながら、行政、住民、民間事業者が一体となって取り組みます。

## 【取組】

### ■ 「ゼロカーボン・デジタルタウン」の創造

産学金官の力を集結し、最先端のデジタル技術により「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を実現する新しい街を、市内の建物跡地等を活用して創造します。

### ■ 「小田原市地域公共交通総合連携計画」に基づく地域公共交通の利用促進等

買物や通院、通勤・通学など、日常生活に欠かせない「移動の品質」を確保するとともに、まちとまちを繋ぎ、環境に優しいまちづくりに寄与する公共交通サービスを実現します。

また、次期計画となる「地域公共交通計画」を令和4（2022）年度・5（2023）年度の2か年で策定し、公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員して、持続可能な地域公共交通を実現します。

これらの取組により、自家用車から公共交通への利用転換を図りつつ、自家用車の移動に係る温室効果ガスの削減にも寄与していきます。

### ■ 「小田原市立地適正化計画」におけるコンパクトシティの推進

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりにより、移動や施設等におけるエネルギー利用の効率化を推進します。

### ■ 小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施

緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備の方針などに則り、樹木や草花、水辺や海辺といった「みどり」を適切に整備することで、二酸化炭素の吸収や大気の浄化などとともにヒートアイランド現象<sup>24</sup>の緩和などの都市機能を維持・改善していきます。

---

<sup>23</sup> コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

<sup>24</sup> ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

## 施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進

### 【目標】

2029年度に、家庭ごみ1人1日当たりの燃せるごみ排出量を459gに減少

基準：2018年度 509g

目標：2029年度 459g

※「第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画」（令和2（2020）年3月）から引用

### 【取組方針】

市民・事業者・行政が協力し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などを推進するとともに、限りある資源を長く保全・維持し廃棄物の発生を最小限にすることで、廃棄物起源の二酸化炭素を削減し、脱炭素社会の実現を目指します。

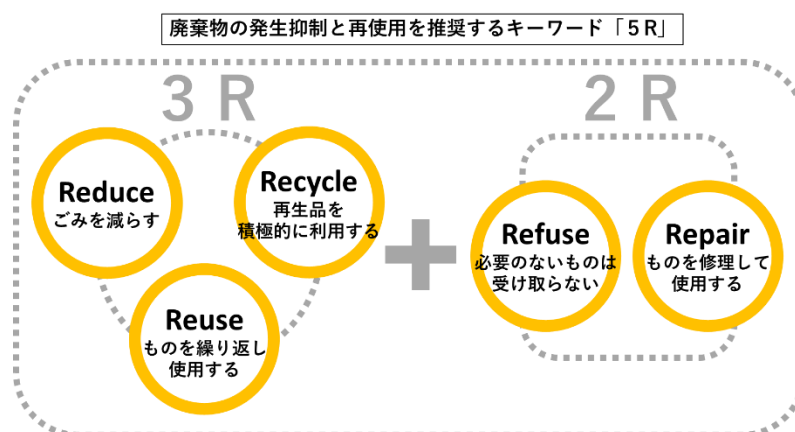
「第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進」「ごみの分別と資源化の更なる推進」「安定的・継続的なごみの適正処理の推進」「きれいなまちづくりの推進」を施策の柱に取り組み、廃棄物処理業務に伴う二酸化炭素の排出を抑制します。

### 【取組】

〔発生抑制・再使用〕

#### ■廃棄物の発生抑制と再使用

市民・事業者・行政が協働して、3R（ごみを減らす Reduce・ものを繰り返し使用する Reuse・再生品を積極的に利用する Recycle）に「必要のないものは受け取らない Refuse」・「ものを修理して使用する Repair」の2つを加えた5Rを推進します。



### 〔分別と資源化〕

#### ■生ごみの削減

市民や団体と連携して、生ごみのたい肥化や食品ロスの削減等を推進します。

#### ■燃せるごみに混入するプラスチックごみの削減

廃棄物起源の二酸化炭素は、燃せるごみにおけるプラスチック類の含有量から算定されるため、プラスチック製品の使用抑制や分別の徹底に努めます。また、市域の排出量としてだけでなく市役所の事務・事業における排出量としても計上されることや、海洋汚染問題の要因になり得ることから、令和4（2022）年2月の「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」に基づき、広域的な連携のもと、意識啓発に向けた情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などに取り組みます。

#### ■剪定枝類の資源化と紙布類の分別徹底

事業者や家庭などから燃せるごみとして排出されている剪定枝類の資源化及び紙布類の分別の徹底を推進します。

### 〔安定的・継続的なごみの適正処理〕

#### ■廃棄物処理業務の効率化

収集ルート of 効率化や業務のデジタル化等を検討し、廃棄物処理業務に係るエネルギーの削減を図ります。

### 〔市民向けの取組〕

□ライフスタイルの転換を促すための普及啓発《再掲》

### 〔事業者向けの取組〕

□地域における温室効果ガス削減対策との協調《再掲》

## 施策5 吸収源対策

### 【目標】

#### 2030年度に、小田原市森林整備面積を28haに維持

基準：2020年度 28ha

目標：2030年度 維持

※「第3次小田原市環境基本計画」（令和4（2022）年7月策定）から引用

#### <参考>

小田原市における森林吸収量 約34,445 t-CO<sub>2</sub>

※対象森林面積：約4,014ha（GIS情報が整備されている森林面積のうち非森林・竹林を除く。）

※二酸化炭素吸収源単位（森林の区画（小班）ごとの成長量に、樹種（スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹、その他広葉樹）ごとの係数）を乗じることで成長量を二酸化炭素吸収量に換算

（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度・小田原市自然環境調査

### 【取組方針】

森林を適切に管理・維持することは、二酸化炭素の吸収源としての機能保持につながるため、適切な森林施業（更新、保育、間伐、主伐等）の基礎となる森林データの整備や、維持管理のための施策を講じます。

市町村へ譲与される森林環境譲与税を活用して、公益的機能（水源かん養、土砂流出防止等）の維持を図り、吸収源対策として一体的に森林管理を講じることを検討します。

木材は大気中の二酸化炭素を大量に固定していることから、例えば建材として中長期にわたって利用することで、都市・地域の中で二酸化炭素を固定することができます。したがって、地域で生産された木材を積極活用し、建築物のZEH・ZEB化の取組とあわせて一体的に建築部門の取組を講じることも検討していきます。

### 【取組】

#### ■「おだわら森林ビジョン」に基づく施策の実施

市域の約4割の面積を占める森林は、水源かん養、土砂災害や洪水などの災害防止、動植物の生息環境の提供、地球温暖化の緩和などの多面的機能を有しており、その機能が高度に発揮されるよう、森林を適切に整備、利用していきます。

□小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」による緑化に関する施策の実施《再掲》



## 施策6 情報提供や意識啓発の実施【全施策共通】

### 【目標】

2030年度に、50%以上の人に取り組んでいる「ゼロカーボンアクション30」の項目数を15項目に増加

基準：2021年度 10項目

目標：2030年度 15項目

### 【取組方針】

国の「地球温暖化対策計画」では、二酸化炭素排出量の削減目標を達成するための国、地方公共団体、事業者、国民といった各主体が担うべき役割が示されており、相互に連携して対策を推進することにより相乗的な効果を発揮することが期待されています。

各主体の意識啓発や行動変容を促すため、必要な情報提供や連携の機会等を提供し、脱炭素社会の実現に向けた基盤を整備します。

### 【取組】

#### ■気候変動対策等に関する情報発信等（市民向け）

一人ひとりの行動が温室効果ガスの排出を左右することを認識し、社会やライフスタイルのあり方を変革していくために必要な情報提供や意識啓発に係る取組を実施します。

#### ■国・神奈川県等の助成制度の情報提供（市民向け・事業者向け）

国や神奈川県等の助成制度などについての情報提供を充実します。

#### ■市民団体や業界団体等との連携（事業者向け）

さまざまな気候変動対策等に取り組む市民団体や、商工会議所等との公民連携により、市民・事業者の意識の向上や知識の普及を図ります。

#### ■優良事例等の情報提供（事業者向け）

優良事例や先行事例、類似事例など取組の参考になるよう情報提供を行います。

#### ■中小規模事業者でも導入しやすい対策等の情報提供（事業者向け）

中小規模事業者が導入しやすい対策や環境マネジメントシステム、再エネ導入のインセンティブ付与等についての情報提供を充実します。